1145

（その１）

収支報告書

京都府 時分 令和-25.19 受付 選挙管理委員会

令和元年分
（　　開催分）

（ふりがな）　にっぽんいしんのかい　しゅうぎいんきょうとふだいさんせんきょくしぶ

1 政治団体の名称　日本維新の会　衆議院京都府第３選挙区支部

2 主たる事務所の所在地　京都府京都市伏見区桃山町丹後10-6
伴ビル203号室

3 代表者の氏名　（姓）森　（名）夏枝

4 会計責任者の氏名　（姓）森　（名）恵子

事務担当者の氏名　（姓）森　（名）達正

（電話）090-1570-1976

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	□ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
□ 有
☑ 無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名（姓）（名）

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名（姓）森（名）夏枝
公職の種類（現職・候補者の別）衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）（姓）（名）
公職の種類（現職・候補者の別）
公職の候補者の氏名（３人目）（姓）（名）
公職の種類（現職・候補者の別）

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	22,731,330
（前年からの繰越額）	12,731,330
（本年の収入額）	10,000,000
支　出　総　額	6,702,581
翌年への繰越額	16,028,749

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
1	日本維新の会　本部	2,500,000	H31/4/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
2	日本維新の会　本部	2,500,000	R1/7/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
3	日本維新の会　本部	2,500,000	R1/10/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
4	日本維新の会　本部	2,500,000	R1/12/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	この頁の小計	10,000,000			
	合計	10,000,000			

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出
1 経常経費		
(1) 人件費	1,337,470	0
(2) 光熱水費	0	0
(3) 備品・消耗品費	644,846	0
(4) 事務所費	1,170,322	0
小計	3,152,638	0
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	366,924	0
(2) 選挙関係費	0	0
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	3,174,643	0
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0
イ 宣伝事業費	3,174,643	0
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0
エ その他の事業費	0	0
(4) 調査研究費	8,376	0
(5) 寄附・交付金	0	0
(6) その他の経費	0	0
小計	3,549,943	0
合計	6,702,581	

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	自転車代	36,644	H31/1/23	サイクルベースあさひ亀岡店	京都府亀岡市篠町野条池ノ下18-1	
2	ドライブレコーダー代	47,304	H31/2/28	E-cars	京都府京都市南区吉祥院仁木ノ森町48番	
3	ポロシャツ代	10,571	R1/5/8	株式会社ランドマーク	東京都新宿区西新宿新宿アイランドタワー８階	
4	エアコン代	72,000	R1/7/5	ケーズデンキ京都伏見店	京都府京都市伏見区中島樋ノ上町41	
5	車載アンプ・マイク代	41,600	R1/7/26	株式会社ソシャル	東京都台東区元浅草1-12-1 相馬ビル1階	
6	パソコン、プリンタ代	161,900	R1/10/20	ケーズデンキ京都伏見店	京都府京都市伏見区中島樋ノ上町41	
7	スタッフジャンパー代	13,112	R1/10/23	株式会社ランドマーク	東京都新宿区西新宿新宿アイランドタワー８階	
8	トナー代	40,392	R1/6/5	リコーリース株式会社	東京都江東区東雲一丁目7番12	
9	掲示用シール代	33,480	R1/6/5	株式会社マテリア	神奈川県横浜市中区伊勢佐木町2-78 栄浜楼ビル3F	
10	新聞代	43,200	R1/7/5	京都新聞桃山東販売所	京都府京都市伏見区桃山町和泉7-7	
11	ガソリン代	15,726	R1/12/10	JFRカード株式会社	大阪府高槻市紺屋町2-1	
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	515,929				
	その他の支出	128,917				
	合計	644,846				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	駐車場1～4月分	43,200	H31/4/10	井出　篤志	京都府京都市伏見区中島秋ノ山町100-1-105	
2	事務所家賃5月分	75,600	R1/5/11	伴　康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10-6	振込
3	事務所家賃6月分	75,600	R1/5/26	伴　康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10-6	振込
4	事務所家賃7月分	75,600	R1/6/17	伴　康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10-6	振込
5	事務所家賃8月分	75,600	R1/7/19	伴　康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10-6	振込
6	駐車場5～8月分	43,200	R1/8/10	井出　篤志	京都府京都市伏見区中島秋ノ山町100-1-105	
7	事務所家賃9月分	75,600	R1/8/23	伴　康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10-6	振込
8	事務所家賃10月分	77,000	R1/9/24	伴　康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10-6	振込
9	事務所家賃11月分	77,000	R1/10/21	伴　康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10-6	振込
10	事務所家賃12月分	77,000	R1/11/30	伴　康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10-6	振込
11	事務所家賃1月分	77,000	R1/12/10	伴　康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10-6	振込
12	駐車場9～12月分	43,800	R1/12/10	井出　篤志	京都府京都市伏見区中島秋ノ山町100-1-105	
13	携帯電話代7月分	11,996	R1/8/20	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
14	廃品回収作業代金	32,400	R1/5/25	クリーンクルー	大阪府茨木市東宮町5-3	
	この頁の小計	860,596				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
15	税理士報酬	108,000	R1/6/3	中川秀夫税理士事務所	京都府京都市伏見区日野北川頬2番地15	
	この頁の小計	108,000				
	その他の支出	201,726				
	合計	1,170,322				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	宿泊費	12,960	H31/1/28	ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番2号　汐留住友ビル25階	
2	宿泊費	13,824	H31/1/28	ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番2号　汐留住友ビル25階	
3	宿泊費	19,440	H31/1/28	ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番2号　汐留住友ビル25階	
4	高速道路代	14,450	H31/2/12	JFRカード株式会社	大阪府高槻市紺屋町2-1	
5	宿泊費	13,600	H31/3/5	ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番2号　汐留住友ビル25階	
6	高速道路代	25,330	H31/3/11	JFRカード株式会社	大阪府高槻市紺屋町2-1	
7	高速道路代	31,200	H31/4/10	JFRカード株式会社	大阪府高槻市紺屋町2-1	
8	ＪＲ代	23,400	H31/4/19	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田2丁目4-24	
9	フェリー代	15,240	R1/7/9	四国開発フェリー株式会社	大阪府大阪市住之江区南港南2丁目2-24	
10	フェリー代	17,040	R1/8/6	四国開発フェリー株式会社	大阪府大阪市住之江区南港南2丁目2-24	
11	高速道路代	11,680	R1/8/13	JFRカード株式会社	大阪府高槻市紺屋町2-1	
12	ＪＲ代	18,690	R1/8/24	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1-4	
13	高速道路代	16,340	R1/9/10	JFRカード株式会社	大阪府高槻市紺屋町2-1	
14	高速道路代	11,040	R1/10/10	JFRカード株式会社	大阪府高槻市紺屋町2-1	
15						
	この頁の小計	244,234				
	その他の支出	122,690				
	合計	366,924				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					宣伝広報費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	新聞広告掲載料	2,354,223	R1/5/11	京都新聞企画事業株式会社	京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町239番地	
2	新聞広告掲載料	42,704	R1/8/8	京都新聞企画事業株式会社	京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町239番地	
3	ビラ折込料	31,372	R1/12/13	株式会社朝日オリコミ大阪	大阪府大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー19階	
4	ビラ折込料	38,021	R1/12/20	株式会社朝日オリコミ大阪	大阪府大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー19階	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	2,466,320				
	その他の支出	0				
	合計	2,466,320				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					印刷製本費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	ポスター代	108,000	R1/6/3	株式会社ホージャクリエイト	愛媛県新居浜市港町11-1	
2	ポスター代	197,640	R1/6/14	株式会社Re-al	京都府京都市右京区西院春栄町43-1-307	
3	名刺代	47,520	R1/6/17	株式会社ホージャクリエイト	愛媛県新居浜市港町11番1号	
4	写真代	35,370	R1/6/28	TAKUMI JUN Make-up Salon	京都府京都市中京区烏丸通蛸薬師西入 ゆたかビル7F	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	388,530				
	その他の支出	15,120				
	合計	403,650				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					宣伝自動車リース料・維持費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	点検、オイル・バッテリー交換	86,485	H31/2/28	E-cars	京都府京都市南区吉祥院仁木ノ森町48番地	
2	自動車税	34,500	R1/5/11	京都府	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	
3	宣伝自動車リース料　8月分・9月分	70,352	R1/9/30	株式会社アプラス	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号	振込
4	宣伝自動車リース料　10月分	35,176	R1/10/21	株式会社アプラス	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号	
5	宣伝自動車リース料　11月分	35,176	R1/11/26	株式会社アプラス	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号	
6	宣伝自動車リース料　12月分	35,176	R1/12/12	株式会社アプラス	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	296,865				
	その他の支出	7,808				
	合計	304,673				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
					書籍購入費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	8,376				
	合計	8,376				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年　5月　18日

政治団体の名称　日本維新の会　衆議院京都府第３選挙区支部

会計責任者の氏名　森　　恵子　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和２年５月１日

日本維新の会衆議院京都府第３選挙区支部
代表　森　夏枝　殿

登録政治資金監査人　中川秀夫
登　録　番　号　第４００５号
研修修了年月　平成２３年１１月２日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、日本維新の会衆議院京都府第３選挙区支部の令和元年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、日本維新の会衆議院京都府第３選挙区支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

日本維新の会衆議院京都府第3選挙区支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会衆議院京都府第３選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上